

## Q210. 除外賃金としての性質を有する「家族手当」とはどのような手当のことをいうのですか。

除外賃金としての性質を有する「家族手当」とは、扶養家族数又はこれを基礎とする家族手当額を基準として算出する手当のことをいいます。

したがって、独身社員についてまで支払われていたり、扶養家族数に関係なく一律に支給されていたりする場合は、除外賃金としての性質を有する「家族手当」とは認められず、残業代(割増賃金)算定の基礎賃金に入れるべきこととなります(昭和22年11月5日基発231号)。

弁護士法人四谷麴町法律事務所

代表弁護士 藤田 進太郎